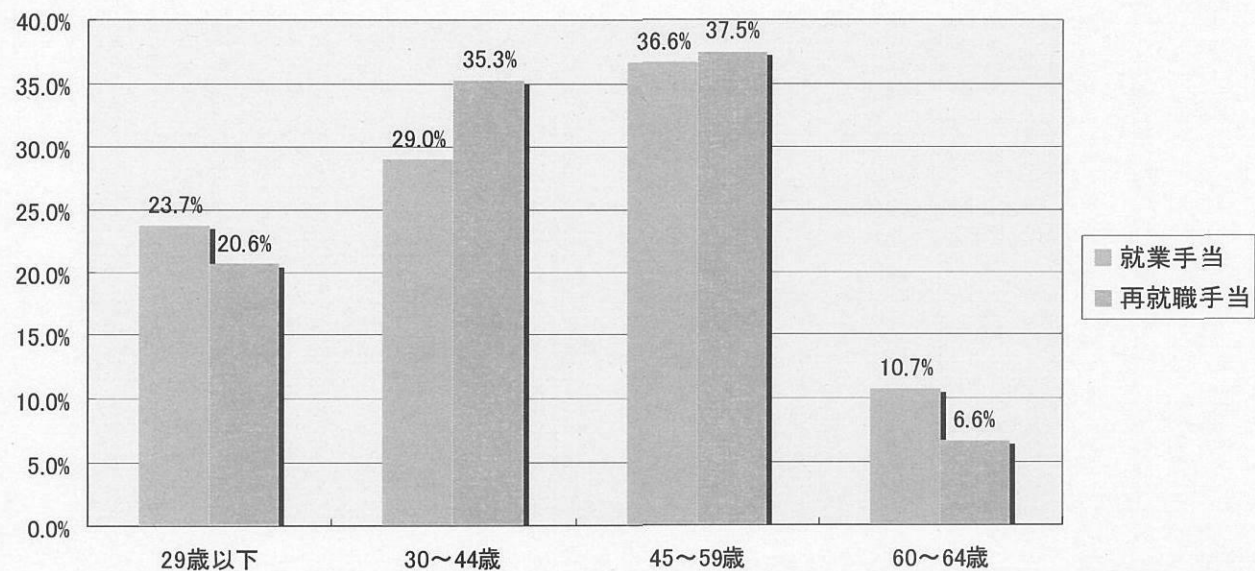


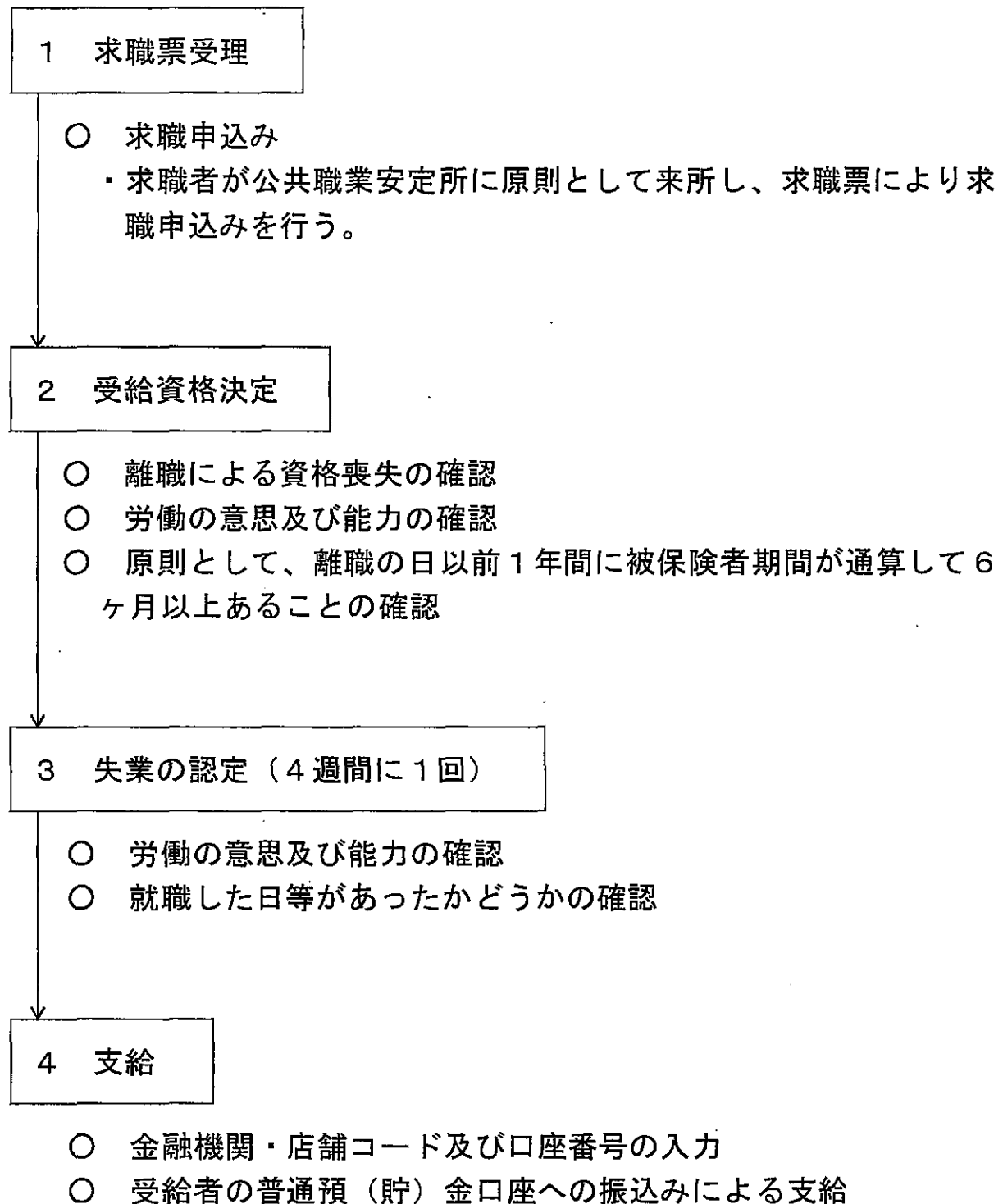
就業促進手当の給付状況(平成16年)

	就業手当	再就職手当	常用就職支度手当	計
初回受給者(人)	32,590	65,619	2,513	100,722
支給金額(円)	1,186,777,290	9,360,791,488	334,442,657	10,882,011,435

初回受給者数 年齢別内訳



失業給付支給の流れ



失業認定申告書

※帳票種別 10203

①安定所番号 ()

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	☐ した 就労又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 ☐ しない	月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31						29	30	31				
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。																	
イ 求職活動をした	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																
	求 職 活 動 の 方 法	活 動 日	利用した機関の名称	求 職 活 動 の 内 容													
	(イ) 安定所による職業相談、職業紹介等																
	(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等																
	(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等																
	(ニ) 公的機関等による職業相談等																
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																
	事 業 所 名、部 署	応 募 日	応 募 方 法	職 種	応募したきっかけ	応 募 の 結 果											
	(電話番号)				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他												
	(電話番号)				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他												
☐ 求職活動をしなかった	(その理由を具体的に記載してください。)																
4 今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	☐ 口に○印をした人は、すぐに応じられない理由を裏面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)															
	☐ 応じられない																
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就 職	(1)安定所紹介 (2)職業紹介事業者紹介 (3)自己就職 月 日より就職(予定)		(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒) 電話 ()													
	☐ 自 営	月 日より自営業開始(予定)															
	雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。																
平成 年 月 日 (この申告書を提出する日)		公共職業安定所長 殿		受給資格者氏名 _____ ⑥ 支給番号 ()													
※公共職業安定所記載欄	②支給番号	③未支給区分 (空欄 未支給以外 未支給)	④待期満了年月日	年	月	日											
	⑤支給期間 (初日) 年 月 日 ~ (末日) 年 月 日	⑥内職又は手伝いによる収入 (労務日数) (収入額)	⑦基本手当支給日数	⑧就業手当支給日数	⑨早期就業支援金支給日数	取扱者印	操作者印										
次回認定日・時間		認定対象期間		※連絡事項													
月 日 時から 時まで		備 考															

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1 欄及び3 欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。
- 4 1 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1 日の労働時間が4 時間以上のもの(4 時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること(無償のボランティア活動など下記5 に該当するものを除く。)
- 5 1 欄及び2 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1 日の労働時間が4 時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1 日の労働時間が4 時間以上であっても、1 日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものであること。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1 欄に記載すること。
- 6 3 の(1) 欄には、(イ)～(二)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(ロ)～(二)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。
- 7 3 の(2) 欄には、3 の(1) 欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 4 欄の「ロ 応じられない」に○印を付けた人は、その理由を次に掲げる(イ)～(ホ)の中から選んで、4 欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
(イ) 病気やけがなど健康上の理由
(ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため)
(ハ) 就職したため又は就職予定があるため
(二) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
(ホ) その他
なお、(ホ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。
- 9 受給資格者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 10 ※印欄には、記載しないこと。